

地元負担による水道施設整備に係る助成措置要綱

(目的)

第1条 給水区域内の周辺に位置する小規模水道未整備地域で、地元負担により水道施設整備工事をしようとする場合は、予算の範囲内で局がその一部を負担施工することにより、地元負担を軽減し、もって普及率の向上を図るものとする。

(適用地域の範囲)

第2条 助成の対象とする地域は次の範囲とする。

- 1 既存住宅が5戸以上、人口100人以下の集落であること。
- 2 ポンプ揚水を要しない地域にあつては、配水管の分岐点から管末2戸の家屋引込分岐点まで（以下「給水枝管」という。）の延長が200メートル以上であること。
- 3 ポンプ揚水が必要な地域にあつては、既存の給水限度高から標高差が30m以内であること。
- 4 事業所用水及び宅地開発に係るものには適用しない。

(助成の方法)

第3条 助成の方法は、次に掲げる事項により行うものとする。

- 1 ポンプ揚水を要しない地域にあつては、給水枝管の延長に、100分の50を乗じた配水管側からの延長を、局の負担により施工する。
- 2 ポンプ揚水が必要な地域にあつては、配水管の分岐点からポンプ施設までの管（以下「送水管」という。）の延長に100分の50を乗じた配水管側からの延長及び、ポンプ施設のすべてを局の負担により施工する。

なお、送水管の局負担を除いた部分、及びポンプ施設以降の給水管は地元負担とする。

(ポンプ施設用地)

第4条 ポンプ施設を要する場合にあつては、必要な面積の用地を地元で確保し、無償で局へ貸与又は寄付を行うこと。貸与の期間は、当該施設を必要とする期間とする。

(条例等の遵守)

第5条 地元負担で施工する水道施設は、佐世保市水道条例及び関係規程、給水装置施工基準に適合するものであること。

(水道施設の寄付)

第6条 給水枝管の地元負担部分は、竣工後5年以内に局へ寄付すること。又、送水管については、竣工後直ちに寄付することとする。

(助成措置の申請)

第7条 地元で水道施設整備工事をしようとするものは、施工年度の前年9月までに、給水希望者全員の署名捺印をもって助成措置の申請を行うこと。

付 則

この要綱は平成6年7月1日から施行する。